

米印二国間知財協議の枠組みに関するインド政府発表

2014 年 10 月 16 日

JETRO ニューデリー

インド政府は、米国にて行われた米印首脳会談に基づき 9 月 30 日に公表された米印共同声明¹で言及された、年次知財ハイレベル作業部会を立ち上げることに関し、10 月 3 日付で、商工省産業政策推進局(DIPP)の見解²を発表した。

本見解は、本枠組みは 2010 年に設立済の米印貿易政策フォーラム(Trade Policy Forum)におけるイノベーションと創造性部会(innovation and Creativity Focus Group)の存在を再確認したものに過ぎないというもの。さらに、このことは、スペシャル 301 条に基づく一方的措置ではなく、上記フォーラムによる二国間の枠組みにより知財問題を議論することを米国が了としたものであるとしている。

上記発表の日本語訳は、以下の通り。

知財権を議論するための二国間協議に関する商工省産業政策推進局の見解

2014 年 10 月 3 日ニューデリー

インド首相及び米国大統領間による首脳会談の後に両名により公表された米印共同声明では、知財問題について以下の言及がなされている。“経済成長と雇用創出を促進する形でイノベーションを発展させる必要性に合意し、両首脳は貿易政策フォーラムの一部として、適切な意思決定会合及び技術レベル会合を備えた年次ハイレベル知財作業部会を創設する(establish)ことを誓約する”

ここで触れておくべきは、2010 年以来、“知的財産権保護と執行を改善し、知的財産権の認識を高め、イノベーションと創造性を発展させ、米印のイノベーターの協働を増進させるため”1 年に 2 回以上両国間で協議を行う、イノベーションと創造性部会が既に貿易政策委フォーラムに存在しているという点である。米印貿易政策に関する声明は 2010 年 3 月に、当時の商工大臣と米国のカウンタートパートとの間で署名された。

今回公表された共同声明は、以前から貿易政策フォーラムに存在しているものを単に繰り返して言ったに過ぎない。知財権の問題は両国にとって重要な(critical)問題であり、インドは、これまでも米国に対し、著作権の海賊版や、伝統的知識の不正流用の問題を提起してきた。

インドが一貫して指摘している通り、インドの知的財産権の法体系は、TRIPS 協定に完全に準拠しており、議論すべきいかなる問題についても、貿易政策フォーラムのような両国間の議論の場(forum)で議論されなければならない。インドは、米国貿易法に基づく知財権に関する年次報告書であるスペシャル 301 条に基づきアメリカが提案している一方的措置の対象となることを拒絶した。

実際のところ、米国が知財権問題を貿易政策フォーラムという二国間のメカニズムを通じて議論することに同意したということは、本件について一方的措置でなく二国間の議論が必要であるというインドの立場を再確認したものである。知財権の問題に関する声明は二国間の制度的枠組みを強化するものに過ぎない。

(今浦 陽恵)

本内容は、日本貿易振興機構が 2014 年 10 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。

¹ <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2014/09/30/us-india-joint-statement>

² http://dipp.nic.in/English/News/India_US_IPR_04October2014.pdf